

REPORT

グリーン・テクノロジーに関する試験プログラムからの分類要件の除外

2010年5月24日

5月21日、米国特許商標庁(USPTO)は、グリーン・テクノロジーに関する試験プログラム(「プログラム」と略称)の拡大について発表しました。最初の3000人の出願人のみが申請可能である本プログラムは、「グリーン」テクノロジーに関連した特許出願の審査早期化を目的とするものです。当事務所の2009年12月15日付けスペシャルレポートに記載のように、本プログラムでは、出願人が特定要件を満たす場合、早期審査に臨むことができます。

現在、技術ユニットによっては、第一次オフィスアクション発行まで、3年以上かかることがあります。本プログラムでは、出願人は、このような遅延を著しく短縮することが可能であるかもしれません。本プログラムで特別資格を獲得すると、第一次オフィスアクションを更に早く受理することが可能となり、特許控訴インターフェアレンス審判部(BPAI)に対する控訴と特許発行手続きとにおいて特別資格を獲得することになります。

I. プログラム参加要件

2009年12月15日付けスペシャルレポートには、プログラム参加要件が記載されています。しかし、本レポートが発行された時点では、本プログラムは、米国特許庁の特定の分類の出願に限定されていました¹(2009年12月15日付けスペシャルレポートに添付の付録(Appendix)を参照のこと)。従来、分類要件に基づき、出願が許可済みクラスもしくはサブクラスに属さない

ことのみを根拠として、申請が却下もしくは拒絶されることがありました。

5月21日、USPTOは、分類要件を除外しました。グリーン・テクノロジーに関する資格のある全出願は、本プログラムに参加する資格があります。すなわち、出願は、本プログラムに基づき早期審査の資格獲得のため、2009年12月15日付けスペシャルレポートに添付の付録(Appendix)に記載の特定のクラスもしくはサブクラスのいずれか一方である必要がなくなりました。この変更により、更に多くの出願が本プログラムへの資格対象となります。

従来、単に分類要件を満たしていないため本プログラムへの参加申請が却下もしくは拒絶された出願人は、再度申請提出が可能となります。2010年6月21日までに再度申請提出をする場合、再度申請提出が、最初の申請提出日になされたとして取り扱われます。

II. 継続期間

本プログラムは、2009年12月8日現在有効であり、現段階では2010年12月8日まで継続予定です。USPTOでは、最初の3000人の申請のみに対して本プログラムに基づき審査特別資格を与えます。USPTOは、2010年12月8日以降も本プログラムを継続するかもしれません。しかし、現在、本プログラムでは、継続期間および申請受理件数に制限があるため、参加希望の出願人は、できるだけ早く行動を起こすように勧められています。

グリーン・テクノロジーに関する試験プログラムについて追加情報をご希望の場合、また米国特許出願の審査早期化のための他の方法についてご質問等ございましたら、是非お知らせください。

¹ USPTOは、類似技術の特徴を有する特許技術のグループ分けを記載するため、クラス番号およびサブクラス番号を使用するシステムを活用して特許を分類(体系づけ)する。

2010年5月24日

* * * * *

*Oloff & Berridge, PLC*は、米国バージニア州アレキサン
ドリア市を拠点とする知的財産法律事務所です。当事
務所は、特許、著作権、商標、独占禁止法、訴訟を専
門としており、世界で幅広く活躍する大企業から小規
模の個人経営会社、大学、個人事業家を含む、多くの
幅広い国内外のクライアントの代理人を務めています。

このスペシャルレポートは、今日重要性の高い法的
論点に関する情報を提供することを意図とするもので
あり、法的アドバイスを提供するものでもなければ、
*Oloff & Berridge, PLC*の法的見解を構成するものでもあ
りません。このスペシャルレポートの読者が、この
中に含まれる情報に基づいて、行動を起こす場合に
は、専門弁護士にご相談ください。

詳しくは、Tel(703) 836-6400、Fax(703) 836-2787、
email@oliff.com、または277 South Washington Street,
Suite 500, Alexandria, Virginia 22314, USAまでお問い合
わせください。当事務所に関する情報は、ウェブサイ
トwww.oliff.comにおいてもご覧いただけます。